

手数料表

当社が有料職業紹介サービスを提供させていただいた場合は、次の手数料を申し受けます。

1 求職受付手数料

取扱職種が芸能家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデル、マネキンの場合のみ、手数料は求職の申込みを受理した日以降に、申し受けます。

求職の受付1件につき 710円 (消費税込)

但し、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が、1ヶ月間に3件を超える場合は、1ヶ月に3件分に相当する額を限度といたします。

2 届出制手数料に係る求人手数料(消費税は別途加算)

【一般登録型】

サービスの種類及び内容	手数料の額		手数料負担者
求人を受ける時の事務費用	3,000円		求人者
求人者の申込みを受理した時以降、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬	(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる 予定の賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の70%	求人者
		(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の70%	
求人者の充足に向けた求人者に対する 専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬	当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の70%	求人者
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索	着手金	300,000円	求人者
	活動1日当たり	30,000円	
	成功報酬	当該求職者の就職後1年間に支払われる 予定の賃金の70%	

【再就職支援型】

サービスの種類及び内容	手数料の額		手数料負担者
就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	着手金	300,000円	関係雇用主
	活動1日当たり	30,000円	
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬	(機関の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる 予定の賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の70%	
		(機関の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払わ	
		れる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の70%	

上記の金額は、当社が申し受けることのできる手数料の上限とし、実際の手数料、成功報酬を定めるものではありません。

3 返戻金制度

当社の提供する有料職業紹介サービスにおいて、当社が紹介した求職者が短期退職した場合に、手数料を求人者へ返戻する「返戻金制度」を設けておりません。
ただし、求人者との協議により、手数料を返金する場合があります。その場合は、個別の契約において返戻金に関する詳細を取り決めさせていただきます。